

**長野県立阿南病院**  
**指定訪問リハビリテーション及び介護予防リハビリテーション運営規程**

**(事業の目的)**

第1条 地方独立行政法人長野県立病院機構が開設する長野県立阿南病院が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリ等」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）で、かかりつけの医師が訪問リハビリの必要を認めた高齢者に対して、適正な訪問リハビリ等を提供することを目的とする。

**(運営の方針)**

- 第2条 訪問リハビリ等に携わる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という）は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図る。
- 2 訪問リハビリ等の実施にあたっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、サービスの提供に努める。

**(名称及び所在地)**

第3条 訪問リハビリ等を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 長野県立阿南病院
- (2) 所在地 下伊那郡阿南町北條2009番地1

**(従業員の職種、員数、及び職務内容)**

第4条 訪問リハビリの従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 理学療法士等 1人以上（常勤）  
理学療法士等は、訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション及び指導を行う。

**(営業日及び営業時間)**

第5条 訪問リハビリ等の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 利用日 : 月曜日から金曜日まで  
ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く
- (2) 利用時間 : 午前9時から正午まで及び午後1時から4時30分まで

**(訪問リハビリ等の内容)**

第6条 訪問リハビリ等の種類は次のとおりとする。

- (1) 機能維持・回復のための関節可動域訓練、筋力強化訓練、歩行訓練、日常生活動作訓練等の指導
- (2) 利用者及びその家族を対象とした在宅訓練方法の指導
- (3) 自助具、介護福祉機器等の紹介
- (4) 住環境整備に対する指導、助言

#### (通常の事業実施地域)

第7条 阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、飯田市の一部（旧上村、南信濃村）の地区

#### (利用料その他の費用の額)

第8条 訪問リハビリ等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

- (1) 前条の通常の事業実施地域を越えて行う訪問リハビリ等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えて1kmにつき 30円（課税）

- (2) 交通費の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得る。

#### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

#### (苦情処理)

第10条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供したサービスに関して、介護保険法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

**(その他運営に関する留意事項)**

第 11 条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員が従業員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、指定訪問リハビリテーション等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長野県立阿南病院長が定めるものとする。

(附則) この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。